

AIUの生産物品質保険(CPI-Lite 2.0)



生産物品質保険

自動追加特約 (Lite 2.0用)



AIU INSURANCE COMPANY

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先:03-3216-6611

受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

B45-134(B-003860 2018-05) 5-16 20M (TF)

お問合せ・お申込みは

AIUの生産物品質保険(CPI-Lite 2.0)は 「食の安全」が求められる時代にマッチした保険です。

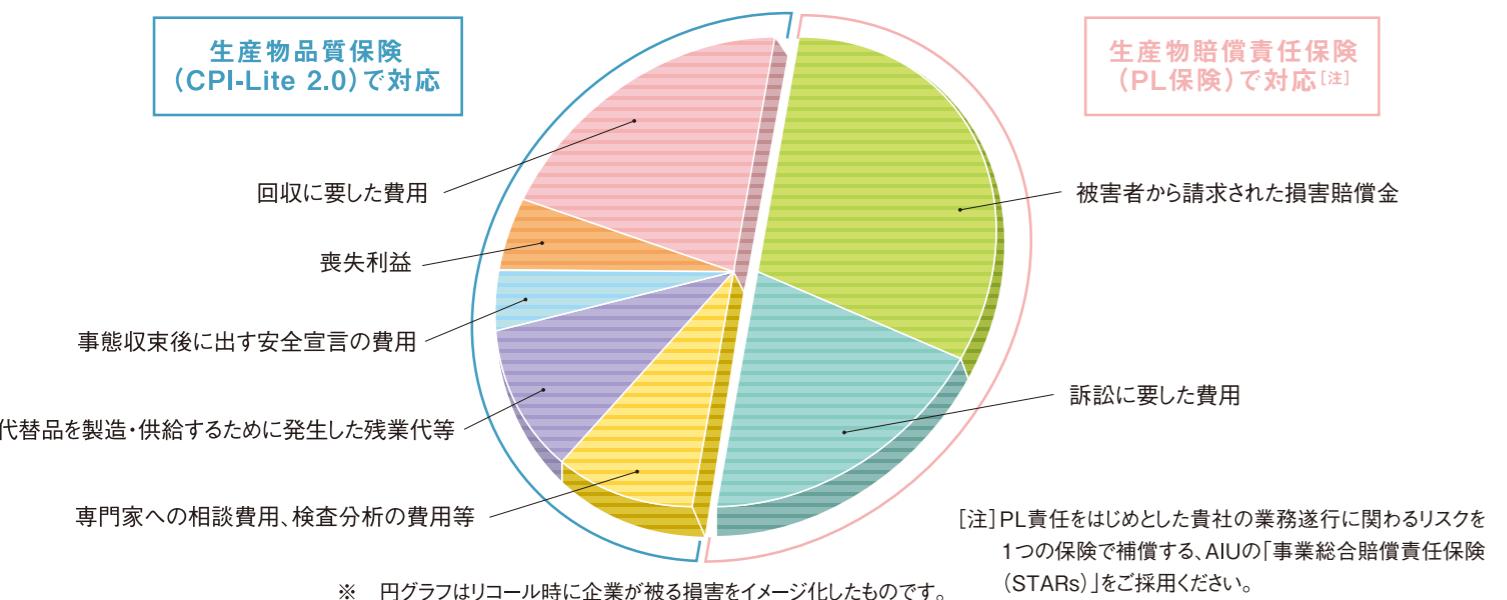
異物混入等を原因とした生産物のリコールが後を絶ちません。

リコールには多額の費用かかるケースもあり、対応を誤るとブランドイメージが大きく損なわれ、経営基盤を揺るがしかねない大きなリスクとなっています。

AIUの「生産物品質保険(CPI-Lite 2.0)」は、リコール時に発生するさまざまな費用を補償する保険です。また、リコールの具体的な方法等の危機管理対応をアドバイスする外部のコンサルタントをご紹介し、ブランドイメージの失墜を最小限にとどめ、損失を軽減できるようサポートします。

生産物品質保険(CPI-Lite 2.0)と生産物賠償責任保険(PL保険)の違い

AIUの生産物品質保険(CPI-Lite 2.0)は、生産物のリコール等によって企業が被る損害を補償します。一方、生産物賠償責任保険(PL保険)は、生産物によって健康被害や財物損壊の被害を被った相手方への法律上の損害賠償責任等を補償するものです。これらを組み合わせることで、万一の場合の企業のダメージを幅広く補償することが可能となります。



CONTENTS

生産物品質保険(CPI-Lite 2.0)の対象・特長	2
基本契約のご説明	3
保険金のお支払いについて	5
オプション特約のご説明	7
CPI-Lite 2.0とCPI-Premierの相違点	7
ご注意事項	8
用語のご説明	9
用語の意味を説明しています。ご参照のうえ、パンフレットをご覧ください。	



生産物品質保険(CPI-Lite 2.0)の対象

対象となる業種

この保険は、次の業種を営む年間売上高30億円以下の企業がご加入いただけます。

- ①食品、飲料品、化粧品の製造・加工業者
(OEM委託業者・受託業者を含みます。)



- ②左記商品を扱う輸入販売業者、
卸売業者、小売業者等



- ③飲食店



※ 企画開発業者、包装材製造業者、包装業者、運送業者はご契約いただくことができませんのでご了承ください。

対象となる生産物

食品、飲料品、化粧品

- 対象となる生産物^[注]の一部だけを補償対象にすることはできません。
- 飼料、ペットフードは補償対象外です。

^[注]生産物とは、この保険で補償の対象となる商品・製品のことをいいます。

対象となる地域

この保険の対象となる地域は
日本国内となります。



生産物品質保険(CPI-Lite 2.0)の特長

検査分析費用を補償

事故の事実等を確認・調査するための検査分析費用を補償します。(あらかじめ弊社が承認したものに限ります。)
検査分析の結果、事故の事実がないことまたは被保険者の瑕疵による事故ではないこともしくは補償対象事故ではないことが判明した場合でも、その時点までに発生していた費用で既に弊社が承認していたものについては保険金をお支払いします。

製造・加工業の場合は、出荷前の事故も補償

貴社が製造・加工業の場合は、製造・加工に着手した時以降に事故の発生を知った場合も補償対象となります。(貴社が製造・加工前に行う受け入れ検査で事故の発生を知った場合は補償対象外です。)

なお、貴社が製造・加工を行わない場合は、生産物を正当な引渡先に現実に引き渡した時以降に事故の発生を知った場合が補償対象となり、出荷前に知った事故は補償対象外です。

貴社の在庫品の原価や廃棄費用も補償

消費者や小売店等から回収された生産物に加え、貴社が在庫として所有する生産物または生産物の原材料、仕掛品、半製品、完成品の原価や廃棄費用も補償します。ただし、事故のあった生産物の在庫品に限ります。

危機管理コンサルタントの紹介でダブルサポート

ご要望に応じて、事故時の危機管理対応をアドバイスする外部のコンサルタントをご紹介し^[注]、そのコンサルティング費用も補償します。

^[注]保険契約に付随するこのサービスは、内容等を変更する場合があります。
あらかじめご了承ください。

第三者によるリコールも補償

貴社の生産物を販売した小売店や、貴社の生産物を原材料として使用した商品・製品を製造・販売した製造業者等の第三者が、貴社に代わってリコールを行い、それに要した費用の請求を貴社が受けた場合、第三者が支出した回収等費用についても補償します。

健康被害がない偶然な汚染事故も補償

健康被害が発生するおそれがない偶然な汚染事故についても補償します。ただし、新聞等への社告の掲載または所管する行政機関への届出もしくは報告をすみやかに行った場合に限ります。

輸入した生産物や原材料の事故も補償

輸入した生産物や原材料については、原因が国外にあっても補償します。

基本契約のご説明

ご契約プラン

この保険は、次の4プランからお選びいただけます。

	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
1事故および保険期間中保険金額(支払限度額)	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円
免責金額(自己負担額) 1事故につき	10万円	10万円	10万円	10万円

お支払いの対象となる事故

この保険では、貴社が日本国内で製造、販売または供給を行った生産物に発生した次の事故により、貴社に生じた損害を補償します。

1 第三者による異物混入事故

販売している菓子に毒物を混入した
という脅迫電話が!
至急回収することになった…



第三者(従業員を含みます。)の害意ある行為により、生産物に対して異物混入または異物混入脅迫が行われた場合に保険金をお支払いします。

2 安全が損なわれる偶然な汚染事故

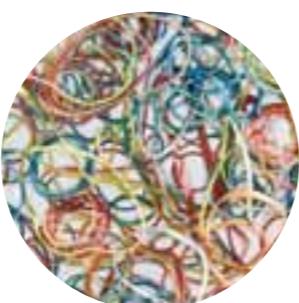
提供した食材に
黄色ブドウ球菌が見つかった!
このままだと、
お客様が食中毒になりそうだ…



生産物に偶然な汚染が発生し、認定期間(7日)内に消費者に健康被害が発生した場合、または確実に発生するおそれが生じた場合に保険金をお支払いします。ただし、新聞等への社告の掲載または所管する行政機関への届出もしくは報告をすみやかに行なった場合に限ります。

3 瑕疵ある偶然な汚染事故

工場のラインで輪ゴムが誤って
食品に紛れ込んだ!
社告を掲載し、
回収することになった…



健康被害のおそれないものの、生産物に偶然な汚染が生じた場合に保険金をお支払いします。ただし、新聞等への社告の掲載または所管する行政機関への届出もしくは報告をすみやかに行なった場合に限ります。

お支払いする保険金

この保険では、日本国内の被保険者が被る次の損害を、事故の発生を最初に知り得た時から最大12か月間を限度にお支払いします。

A



回収等費用

1. 正当な引渡先に現実に引き渡された日本国内にある生産物について、被保険者が行う回収等に要する次に掲げる費用^[注1]
ア. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
イ. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費や封筒代およびコールセンター設置費用を含みます)
ウ. 回収した生産物に対する次に掲げるいずれかの費用。ただし、(ア)および(イ)については回収した生産物における被保険者の原価^[注2]を限度とします。
(ア)回収した生産物を再製造、再加工または再包装して提供する場合、その再製造、再加工または再包装に要する費用
(イ)代替品を提供する場合、その代替品の原価
(ウ)回収した生産物の対価を返還する場合、その生産物の原価^[注2]
エ. 回収した生産物または代替品の輸送費用
オ. 回収した生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
カ. 回収等の実施により生じる人件費のうち、通常要する人件費を超える部分
キ. 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費
ク. 回収した生産物の廃棄費用

2. 被保険者が事故の発生を初めて知った日において、被保険者が在庫として所有し、日本国内に存在する生産物または生産物の原材料、仕掛品、半製品、完成品^[注3]にかかる次の費用。

- ア. 原価^[注2]
イ. 廃棄に要する費用

[注1] 納入先等の第三者が被保険者に代わって生産物を市場から回収する場合において、その第三者が被保険者に請求した回収等費用の損害を含みます。ただし、この場合において、1.ウ.に規定する費用は、被保険者自身の費用を補償するもので被保険者自身の原価を限度とし、納入先等の第三者によって増加した価値までを補償するものではありません。

[注2] 会計上、被保険者の原価として計上されるべき額に限ります。

[注3] いかなる場合も調理、加工または包装(ラベル等の貼付けを含みます。)に着手していない生きている物は除きます。

B



喪失利益

被保険者が事故の影響により被る営業利益の減少分^[注4]をいい、以下の計算式で算出します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{事故がなければ} \\ \text{得られていたであろう} \\ \text{見込営業収益} \end{array} - \begin{array}{l} \text{被保険者が事故の発生を} \\ \text{最初に知り得た時以降に} \\ \text{計上された営業収益} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{直近会計年度の} \\ \text{営業利益率} \end{array}$$

[注4] 売上高の減少分ではなく、営業利益の減少分の補償となります。

C



広告宣伝活動等費用

事故によって失った生産物の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要した費用をいいます。ただし、事故の生じた生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の安全宣言(宣伝または廣告)^[注5]に対して被保険者自身が支出した費用^[注6]に限るものとし、契約締結時に定めた1事故および保険期間中保険金額の25%が限度となります。

[注5] 日本国内に向けて行われたものに限ります。

[注6] 回収に関する社告は上記「A. 回収等費用」で補償します。

D



生産活動維持費用

事故に起因する損害を軽減し、事故発生前の生産活動状態へ復旧するために、または事故発生前と同等な生産活動を極力維持するために、復旧期間内に生じた施設・設備等の清掃もしくは消毒のための費用、残業代・アルバイト料等の人件費その他の必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える部分とします。ただし、次に掲げる費用は除きます。

- ア. 事故の有無にかかわらず要する費用
イ. 機械設備、什器、備品、不動産等の資産取得にかかる費用

E



コンサルティング費用

次に掲げる対応または対策を行うために、第三者の調査機関または広報戦略もしくは危機管理に関する専門知識もしくはその他専門知識を有する者からの助言、コンサルティングまたは分析等に対して、被保険者が支出した費用をいいます^[注7]。ただし、いずれも弊社があらかじめ承認したものに限ります。

- ア. 事故の事実等にかかる確認または調査
イ. 回収等または広告宣伝活動等の方法の策定

[注7] 検査分析の結果、事故の事実がないことまたは被保険者の瑕疵による事故ではないこともしくは補償対象事故ではないことが判明した場合でも、その時点までに発生していた費用で既に弊社が承認していたものについては保険金をお支払いします。

保険金のお支払いについて

事故の種類とお支払いする保険金

保険金の種類	A 回収等費用	B 喪失利益	C 広告宣伝 活動等費用 (保険金額の25%限度)	D 生産活動 維持費用	E コンサルティング 費用
事故の種類					
1 第三者による 異物混入事故 <small>[注1]</small>	[A、B、C、D]の合計額から、免責金額(自己負担額)を控除した後で、Eを加えます。 保険金額 ^[注2] を限度とします。 Eには免責金額は適用しません。				
2 安全が 損なわれる 偶然な 汚染事故	A 回収等費用 + B 喪失利益 + C 広告宣伝活動等費用 + D 生産活動維持費用			- 免責金額 (自己負担額)	+ E コンサルティング費用 \leq 保険金額 ^[注2]
3 異物ある 偶然な 汚染事故 <small>[注3]</small>	[A、B、C、D]の合計額から、免責金額(自己負担額)を控除した後で、Eを加えます。 300万円をサブリミットとします。 Eには免責金額は適用しません。				
サブリミット 不適用特約 (縮小支払 割合90%) <small>[注4]</small> を セットした 場合	A 回収等費用 + B 喪失利益 + C 広告宣伝活動等費用 + D 生産活動維持費用			- 免責金額 (自己負担額)	+ E コンサルティング費用 \leq 300万円

[注1] 基本契約とは、普通保険約款に自動追加特約(Lite 2.0用)をセットしたご契約のことをいいます。

[注2] 契約締結時に定めた1事故および保険期間中保険金額のことをいいます。1つご契約でお支払いすることができる保険金の合計額は、保険証券記載の1事故および保険期間中保険金額が限度となります。

[注3] 新聞等への社告の掲載または所管する行政機関への届出もしくは報告をすみやかに行った場合に限って補償します。

[注4] サブリミット不適用特約(縮小支払割合90%)をセットすることにより、3 異物ある偶然な汚染事故 のサブリミットの300万円を適用することなく、1事故および保険期間中保険金額を限度にお支払いすることができます。ただし、縮小支払割合90%が適用されます。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、主に次の事由によって生じた損害は補償の対象外となり、保険金をお支払いできません。

- ▶ 保険契約者または被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合はその理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。)の故意もしくは重大な過失による事故の発生またはそのおそれ
- ▶ 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失による法令違反または各種義務違反
- ▶ 被保険者の生産物に事故は発生していないにもかかわらず、第三者が製造・販売した同種の生産物の回収が行われていることを理由に行なった、被保険者の生産物の回収
- ▶ 生産物の自然の消耗・摩滅・その他類似の事由
- ▶ 生産物のさび、かび、むれ、腐敗、変質、変色その他類似の事由。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合を除きます。
 - ア. 第三者の害意によって発生した場合
 - イ. 食品衛生法に食中毒の病因物質として掲げられた細菌の活動により、これらの事由が発生した場合
- ▶ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ▶ 回収した生産物の再加工上の瑕疵、または代替品の瑕疵
- ▶ 牛海绵状脳症(BSE、いわゆる狂牛病)に起因した偶然な汚染
- ▶ 保険契約者または被保険者の役員、従業員、職員のいずれかが保険契約締結時に既に知り得ていた事故もしくは知り得ていたと合理的に類推できる事故

この保険では、主に次の損害または費用は補償の対象外となり、保険金をお支払いできません。

- ▶ 他人の健康被害または財物の損壊についての法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ▶ 回収等の対象となる生産物またはその他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ▶ 回収等の瑕疵、または回収等の方法の拙劣等により、合理的かつ妥当な回収等費用以上に要した費用
- ▶ 特別の約定がある場合において、その約定によって合理的かつ妥当な回収等費用以上に要した費用
- ▶ 争訟に要した一切の費用
- ▶ 异物混入等にかかる第三者からの強要金

事故例のご紹介

事例 1 納品先の受入検査で、生産物から大腸菌の陽性反応が出た。

保険事故の可能性があります

消費者が摂取すれば健康被害が発生するおそれがあるため、2 安全が損なわれる偶然な汚染事故 に該当する可能性があります。

事例 2 生産物からガラス片が出てきたとの申し出を受けて確認したところ、原材料を入れるガラス容器が欠けていることが判明した。

保険事故の可能性があります

ガラス片の混入した生産物を飲食すると、ガラス片が唇に刺さる、歯が折れる等の健康被害が予測できるため、2 安全が損なわれる偶然な汚染事故 に該当する可能性があります。

事例 3 生産物の封入過程に瑕疵があり、出荷後にかびが発生しているのが見つかった。

保険事故には該当しません

「保険金をお支払いできない主な場合」の「生産物のさび、かび、むれ、腐敗、変質、変色その他類似の事由」に該当し、補償の対象外となります。ただし、オプション特約をセットすることで一部を補償対象とすることができます。

事例 4 製造ラインの合成樹脂部品が摩耗して粉末状になり、生産物に混入したことが判明した。有害な物質ではないが、すみやかに保健所に自主報告を行った。

保険事故の可能性があります

摂取しても健康被害のおそれがないこと、保健所への自主報告を行なったことから、3 異物ある偶然な汚染事故 に該当する可能性があります。

用語のご説明

あ 行	異物混入	生産物に本来含有されるべきではないものが混入または付着すること。ただし、本来含有されるべき規定の量を超えた原材料の含有は、異物混入とはみなしません。
	異物混入 脅迫	生産物に異物混入を行う、または異物混入を行ったとの内容の文面または口頭等による被保険者に対する脅迫行為のこと。
	回収等	事故による損害の発生または拡大の防止を目的として行う生産物の回収のこと。 回収にかかる検査、調査、再加工、代替品の提供等の措置を含みます。
	害意	次に掲げる犯意または意思のこと。 ア. 消費者に健康被害を生じさせようすること。 または生産物を使用もしくは摂取することに消費者の嫌悪感を生じさせようすること。 イ. 被保険者の営業活動を阻害し、またはその評価をおとしめようすること。 ウ. アまたはイにより、社会を混乱に陥れようすること。
	瑕疵	予期されるような品質、性能、性質が欠けていること。
か 行	生産物の製造もしくは調理にかかる過程(包装その他類似の過程を含みます。)または輸送過程において、故意によらず偶発的に発生した次のアからカまでに掲げるいずれかの事由	<p>ア. 異物混入</p> <p>イ. 次に掲げる事項に関する表示の誤りまたは表示漏れ (ア) 効能、用法または用量 (イ) 使用方法、調理方法または保存方法等の取扱方法 (ウ) 有効期限、賞味期限、消費期限またはこれらに類似の日付 (エ) 製造日、加工日、輸入年月日またはこれらに類似の日付</p> <p>ウ. 容器もしくは袋等の包装または梱包の記載と内容物の相違。 ただし、次に掲げる事由によって生じた損害を除きます。 (ア) 産地、採取地、製造地、採卵地またはこれらに類似の事項の相違 (イ) 重量、体積、個数等の内容量または数量の相違 (ウ) 付属物、封入物または添付物の過不足 (エ) 生産方法、製造方法または加工方法の相違</p> <p>エ. 生産物本来の用途、機能、性質、品質を満たさぬまま、生産物が販売または供給されたこと。 ただし、被保険者の過失によって生じた生産物の瑕疵に起因したものに限ります。なお、認定期間に内に消費者に健康被害が発生しない場合は、補償の対象となりません。</p> <p>オ. ポジティブリスト違反 ※ 食品衛生法第11条第3項に規定する食品を製造、輸入、加工、使用、調理、保存または販売したこと。ただし、同法第11条第3項に規定する物質のその食品に残留する量の限度について同法第11条第1項の食品の成分にかかる規格に合うものは除きます。</p> <p>カ. 食中毒菌の混入 食品衛生法に食中毒の病原物質として掲げられた細菌が、法令で定められた基準値の上限を超えて検出されたこと。ただし、基準値上限を超えない場合でも、現実に食中毒の被害が発生した場合は、基準値を超えたものとみなします。</p>
	偶然な汚染	

か 行	原価	生産物(代替品を含みます。)の対価から、被保険者の販売費・一般管理費および利益等を差し引いた後の売上(または製造)原価のこと。
	健康被害	人の身体の傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡のこと。 ただし、精神的苦痛、心的外傷、心因性嘔吐またはその他類似の症状を含みません。
	再加工	回収した生産物をその生産物本来の商品価値と同等の価値を有する物に加工し直すこと。
	縮小支払割合	損害額を縮小して保険金をお支払いする場合に適用する割合のこと。 原則として、基本契約には設定しません。
さ 行	消費者	最終的に生産物を摂取する、または身体に直接使用する者のこと。
	生産物	被保険者が製造、販売または供給(製造、販売または供給を行う過程にあるものを含みます。)を行った保険証券記載の財物(商品・製品)のこと。
	代替品	回収した生産物と引換に給付される生産物のこと。
	認定期間	2 安全が損なわれる偶然な汚染事故 が発生したことを認定するための期間のこと。 消費者が生産物を使用もしくは摂取した時点から開始する7日間をいいます。
た 行	被保険者	この保険の補償を受けられる方のこと。 保険証券の所定欄に記載されていますが、記載がない場合は、契約者が被保険者となります。
	補償期間	保険金の支払対象となる期間のこと。 事故が発生したことを被保険者が最初に知り得た時に始まり、次に掲げる時に終わります。ただし、いずれの場合も12か月を限度とします。
は 行	見込営業収益	<p>ア. 回収等費用、広告宣伝活動等費用、生産活動維持費用、コンサルティング費用について 事故により被保険者が被る損害がなくなった時、またはなくなったと認められる時のいずれか早い時</p> <p>イ. 喪失利益については、営業に対する事故の影響が消滅した状態に営業収益が回復した時、または回復したと認められる時のいずれか早い時</p>
		被保険者が事故が発生したことを最初に知り得た時の直前12か月のうち、補償期間に応当する期間の営業収益のこと。
ま 行		